

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	介護保険料延滞金減免の決定		
根拠例規及び条項	多治見市介護保険条例(平成 12 年条例第 3 号)第 14 条第 3 項		
所 管 部 課 名	福祉部 高齢福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市介護保険料等減免等取扱要綱(平成 12 年告示第 165 号)第 4 条、第 5 条	
	基 準	<p>多治見市介護保険料等減免等取扱要綱第 4 条(減免対象)、第 5 条(減免割合)に定めるところによる。</p> <p>要綱第 4 条 納付義務者等が、その世帯の生活が著しく困難となり、利用できる資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず支払能力に欠けると認められる場合で、別表第 2 に定める適用範囲のいずれかに該当する場合は、条例第 14 条第 3 項の規定により、延滞金を減免することができる。</p>	
	設定年月日	平成 12 年 3 月 27 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名)</p> <p>協議機関 日 (機関名)</p> <p>処分機関 14 日</p>	
	設定年月日	平成 12 年 3 月 27 日	最終変更年月日
備 考			